資料　1

北海道土地利用審査会の概要

1　**設置根拠**　国土利用計画法（昭和４９年法律第９２号）第３９条

2　**委員の構成**　法律実務、不動産鑑定、自然環境保全、都市計画、農業、林業など

3　**委員の定数**　７名

4　**委員の任期**　３年　（令和元年１０月３０日～令和４年１０月２９日）

5　**所掌事務**　審査会は、国土利用計画法に基づき土地取引の規制に当たって意見を述べる。
・監視区域の指定・解除について
・監視区域での勧告について　　など

6　**第１６期委員名簿**

分　野	氏　名	職　業	備　考
法律実務	髙橋（たかはし）　智（さとる）	弁護士	新任（１期目）
不動産鑑定	藤田（ふじた）　絵理子（えりこ）	不動産鑑定士	再任（２期目）
自然環境保全	笠井（かさい）　美青（みお）	北海道大学大学院農学研究院准教授	再任（３期目）
都市計画	椎野（しいの）　亜紀夫（あきお）	札幌市立大学デザイン学部准教授	再任（３期目）
農　業	中村（なかむら）　由美子（ゆみこ）	農業（千歳市農業委員会委員）	再任（２期目）
林　業	有末（ありすえ）　道弘（みちひろ）	北海道森林組合連合会理事	新任（１期目）
土地取引	森尾（もりお）　薫（かおる）	宅地建物取引士	新任（１期目）

国土利用計画法【抜粋】

（昭和四十九年六月二十五日法律第九十二号）

（土地利用審査会）

第三十九条　都道府県に、土地利用審査会を置く。

2　土地利用審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

3　土地利用審査会は、委員五人以上で組織する。

4　委員は、土地利用、地価その他の土地に関する事項について優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事が、都道府県の議会の同意を得て、任命する。

5　次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

一　破産者で復権を得ない者

二　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

6　都道府県知事は、委員が前項各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

7　都道府県知事は、委員が次の各号の一に該当するときは、都道府県の議会の同意を得て、その委員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるとき。

8　委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある事件については、議事に加わることができない。

9　土地利用審査会は、第十二条第六項、同条第十三項（同条第十五項において準用する場合を含む。）、第十六条第二項、第二十四条第一項、第二十七条の三第二項（同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二十七条の五第一項、第二十七条の六第二項（同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第二十七条の七第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第一項又は第三十一条第一項の規定に係る所掌事務を処理するときは、関係市町村長の出席を求め、その意見を聴かなければならない。

10　第三項から前項までに定めるもののほか、土地利用審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

北海道土地利用審査会条例

（昭和４９年１０月２３日条例第４８号）

（趣旨）

第１条　この条例は、国土利用計画法（昭和４９年法律第９２号）第３９条第１０項の規定に基づき、北海道土地利用審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　審査会は、委員７人で組織する。

２　委員の任期は、３年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

（会長）

第３条　審査会に会長を置く。

２　会長は、委員が互選する。

３　会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第４条　審査会の会議は、会長が招集する。

２　審査会は、会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者）及び３人以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　前項の規定にかかわらず、国土利用計画法第１２条の規制区域の指定若しくは指定の解除又はその区域の減少に係る確認については、委員総数の過半数をもって決する。

（規則への委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道土地利用審査会運営規程

（昭和４９年１１月１６日　第１回北海道土地利用審査会決議）

（趣旨）

第１条　この規程は、国土利用計画法及び北海道土地利用審査会条例に定めるもののほか、北海道土地利用審査会（以下「審査会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第２条　会議は、必要に応じ随時開催するものとする。

（議事録及び議事署名委員）

第３条　会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　会議の日時及び場所

(2)　出席委員の氏名

(3)　議決事項

(4)　議事の経過及び発言者の発言要旨

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、会長が出席した委員のなかから指名した２人の議事録署名人が署名押印しなければならない。

（審査会の庶務）

第４条　審査会の庶務は、北海道総合政策部政策局土地水対策課においてつかさどる。

（雑則）

第５条　この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、会長が審査会にはかって定める。